第１回大分県宿泊税使途検討委員会
次　　第

日時：令和８年８月２６日（水）
１０：００～１１：３０
場所：県庁舎本館８階８２会議室

１　開　　会

２　あいさつ

３　議　　事

（１）宿泊税に関するこれまでの検討経過及び委員会の役割について

（２）宿泊税の使途及び県と市町村の役割分担について

（３）事業の公表方法及び事業効果の検証方法について

（４）その他

４　閉　　会

（配布資料）
①次第
②委員名簿
③配席図
④大分県使途検討委員会設置要綱
⑤【資料１】宿泊税に関するこれまでの検討経過
⑥【資料２】宿泊税の使途等について
⑦【参考資料】他県の取組状況

第1回大分県宿泊税使途検討委員会　名簿

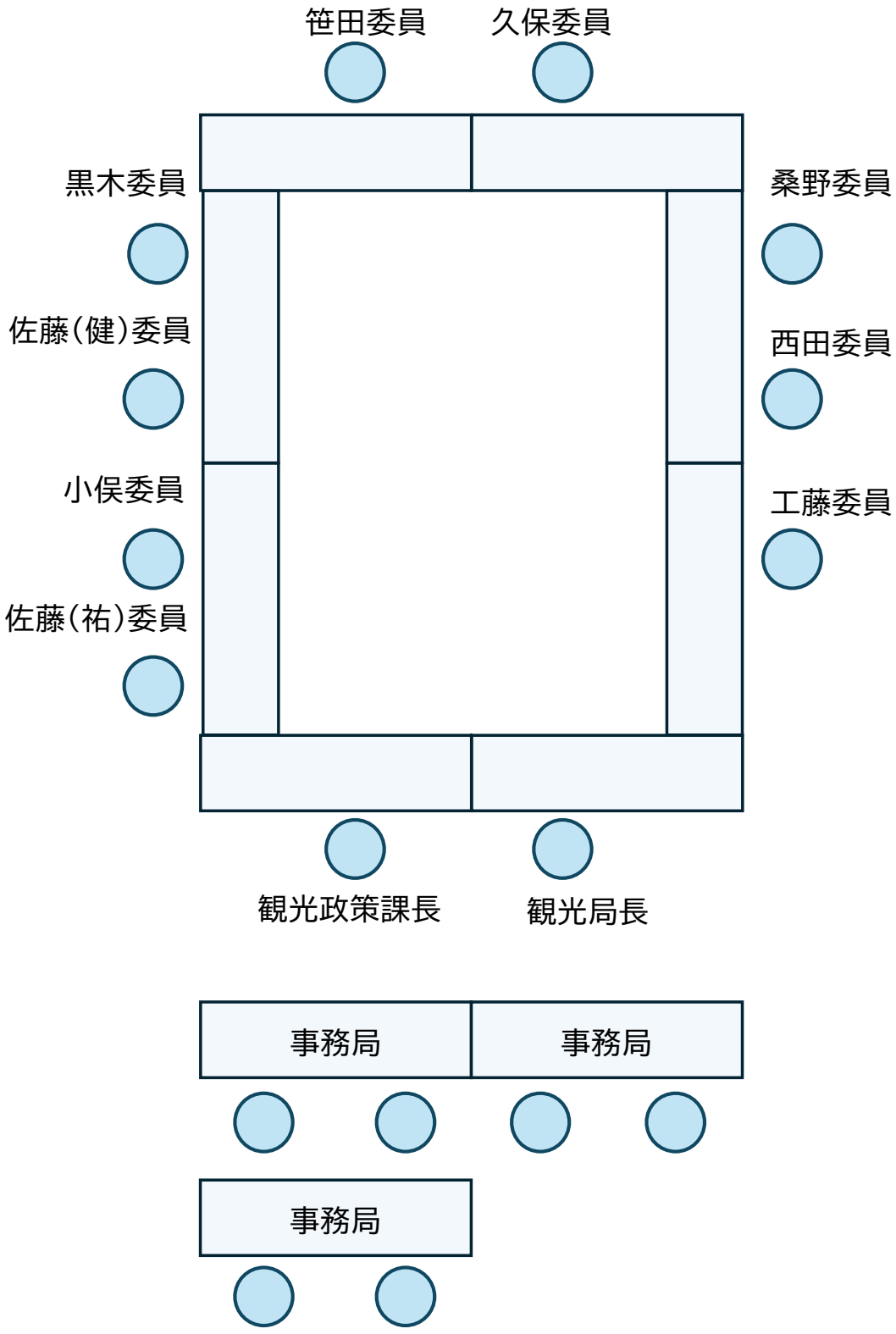
1　委員　　（敬称略）

	所属組織・職	氏　名	分　野	備　考
1	立命館アジア太平洋大学 サスティナビリティ観光学部　学部長	久保　隆行	学識経験者	
2	武蔵野大学　特任教授 東京大学公共政策大学院　特任准教授	三重野　真代	学識経験者	欠席
3	(公社)ツーリズムおおいた　DMO事業本部長	笹田　修司	DMO、観光協会	
4	(一社)日田市観光協会　事務局長	黒木　陽介	DMO、観光協会	
5	(一社)日本旅館協会　会長	桑野　和泉	宿泊事業者	
6	大分県旅館ホテル生活衛生同業組合　理事長	西田　陽一	宿泊事業者	
7	大分市ホテル旅館事業協同組合　副組合長	工藤　萌緒	宿泊事業者	
8	中津市観光課　課長	佐藤　健	自治体	
9	由布市商工観光課　課長	小俣　功	自治体	
10	九重町観光・地域振興課　課長	佐藤　祐輔	自治体	

2　事務局(大分県)

	所　属	氏　名	備　考
1	観光局長	渡辺　修武	
2	観光局観光政策課長	河室　雄士	
3	観光局観光政策課 観光政策班	山橋　俊哉	
4	観光局観光政策課 観光政策班	髙倉　圭司	
5	観光局観光政策課 観光誘致促進班	生野　美枝	
6	税務課 課税班	上田　慎司	
7	税務課 課税班	永松　俊明	

第1回大分県宿泊税使途検討委員会　配席図



大分県宿泊税使途検討委員会設置要綱

（設置）
第１条　大分県宿泊税条例（令和８年大分県条例第３５号）に基づき徴収する宿泊税の使途等について検討するため、「大分県宿泊税使途検討委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）
第２条　委員会は、次に掲げる事項について所掌する。
（１）宿泊税の使途に関すること
（２）宿泊税を充当した事業の効果検証に関すること
（３）その他、委員会の目的達成に必要な事項に関すること

（組織）
第３条　委員会は、委員 10 人以内で組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。
（１）学識経験者又は有識者
（２）観光・宿泊関係団体等を代表する者
（３）県内市町村関係者
（４）その他知事が必要と認める者
３　委員に欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱することができる。

（委員長）
第４条　委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
２　委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
３　委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員が、その職務を代理する。

（会議）
第５条　委員会は、委員長が招集する。ただし、初回の委員会は商工観光労働部観光局長が招集する。
２　委員会の進行は、委員長が行う。
３　委員は、やむを得ない理由により委員会に出席することができないときは、代理人を委員会に出席させることができる。
４　委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができるほか、その他適当な方法により、広く意見を聴くことができる。

（庶務）
第６条　委員会の庶務は、商工観光労働部観光局観光政策課において処理する。

（雑則）
第７条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則
１　この要綱は、令和８年８月１８日から施行する。
２　この要綱は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。